

市民懇談会

報 告 書

平成19年9月

南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会

目次

I 総則的部分

- 1 条例の名称について 3
- 2 前文について 3
- 3 目的 5
- 4 条例の位置づけ 5
- 5 定義 6

II まちのあるべき姿

- 1 基本理念 8

III まちづくりの基本原則

- 1 市民自治の原則 10
- 2 参加と協働の原則 10
- 3 情報共有の原則 10
- 4 相互説明の原則 11
- 5 男女共同参画の原則 11

IV 市民の権利及び役割と責務

- 1 市民の権利及び役割と責務 12
- 2 子どもの権利 13
- 3 事業者の責務 13

V 市民のための議会運営

- 1 議会の役割と責務 15
- 2 議員の役割と責務 15

VI 市民のための行政運営

- 1 市長の役割と責務 17
- 2 執行機関の役割と責務 17
- 3 市の職員の役割と責務 17
- 4 執行機関の組織 18
- 5 財政運営 18

Ⅶ まちづくりの基本原則に基づく仕組み

- 1 情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 行政評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 7 意見・要望・苦情等への応答・・・・・・・・ 22

Ⅷ いきいきと活動する市民

- 1 コミュニティの育成とまちづくり活動への支援・・・・・・・・ 23

Ⅸ 住民投票

- 1 住民投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

Ⅹ 危機管理

- 1 災害などへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

Ⅺ 国や他の自治体との連携

- 1 国や他の自治体との連携・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅻ 条例の検討及び見直し

- 1 条例の検討及び見直し・・・・・・・・・・・・ 28

参考

- 1 南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会委員名簿・・・・・・・・ 30
- 2 検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

I 総則的部分

1 条例の名称について

仮称) 南相馬市自治基本条例とします。

□委員の意見

- ・南相馬市自治基本条例
- ・南相馬市まちづくり条例
- ・みなみそうま・まちづくり条例
- ・南相馬市じち基本条例
- ・南相馬市市民自治条例
- ・南相馬市市民自治基本条例

2 前文について

私たちのまち南相馬市は、東に海を抱き西には山を背負う温暖な風土や先人たちの努力が、相馬野馬追や各地区の様々な伝統文化を育み、豊かな自然環境を守ってきました。

私たちはこれらを大切にしながら、平和を愛し一人ひとりの人権が守られ、芸術文化を享受・創造し、多様な価値観を認め合い、安心・安全な南相馬市であるためのまちづくりをすることが必要です。今、市民が自らの権利と責務を自覚し、市と対等な立場で協働しあうまちづくりを進める自治のあり方が求められています。

この条例は自治の理念とその基本を定め、いつまでも愛着を持って居心地よく過ごす事のできる南相馬市を実現するためのしくみを整えるものです。

私たちのまちづくりのための最高規範として、ここに南相馬市自治基本条例を定めます。

□委員の意見

- ・ 地方分権・地域主権の時代を迎えて、市民が市政にどう関わっていくべきかを市民自身が考えて行動する時代になりました。地方自治は本来そこに暮らす住民のためのものです。市民は自らの権利と責務を自覚し、執行機関及び議会は市民の信託にこたえきめ細やかな市政を行わなければなりません。

私たち市民は、一人ひとりの人権が尊重された平和で民主的な社会に生存し文化的な生活を営み、市のあるべき姿や市民の願いが具現化されるまちづくりを求めています。そのためには、市民と行政が対等な立場で協働する自治のしくみが必要です。

南相馬市民は、伝統ある相馬野馬追祭を誇りとし、長い歴史のなかで知恵と力を出し合って生きてきました。これからも豊かな自然を守り、市民相互の連帯を

基調した新たなまちづくりを目指していきます。故に、まちづくりの最高規範ともいえるべき「南相馬市民自治基本条例」を定めます。

- ・ 南相馬市は阿武隈山系から太平洋に至る山岳、丘陵、平地及び河川に有機的に拓かれた、生産、流通、居住その他諸活動の集積地として、豊かな自然の恵みを生かしつつ、伝統ある相馬野馬追と報徳の精神に象徴される文化を継承しつつ、産業、経済、文化の地域拠点として重要な位置を占めている。

私たち市民は、この地域社会にあって、わが国土の一端を荷ひつつ、自治体の使命とする住民福祉の向上を目指し、相互の信頼と協力に基づき地域経済の振興と学術、文化、教育の向上をはかり、智識と道義善意の具わる地域社会を形成し、発展させ、これを将来に継承することを命題とする。

ここに、これらを課題として市民のための市政を目的として、その運営の根幹を定める。

- ・ 南相馬市は 1000 年の伝統文化を誇る相馬野馬追や報徳仕法に見られる至誠の精神を持ち四季折々の美しい自然に恵まれています。これらを次の世代に残し伝え、いつまでも心地よく暮らしていけるまちにすることは、基本は助け合い、支えあう心を大切に、お互いの信頼関係をきずき、思いやりの心を持っていくことが必要です。

私達市民は、明るく活気が有り希望の持てる安全で安心なまちを目ざして、市民参加の協働のまちづくりを進めて行くために、この条例を制定します。

- ・ 南相馬市は、豊かな自然に恵まれ、相馬野馬追い等、各地区の様々な伝統文化を育み、地域社会を築いてきました

私達は現在、地域主権・自ら考え行動する時代・を迎え、先人の経験を生かし、希望に満ち、安全で安心して暮らし続けいく事ができ、市民の持つ豊かな文化（知識・経験・創造性）を十分に生かせる・まち・であってほしいとの願いから まちづくりの基本ルール「南相馬市じち基本条令」を制定します。

- ・ 私たちが私たちのために出来ることを、それがまちづくりの基本です。

同じ土地に住む人々を心から思いやり、ここに住んで良かったと言われる市（まち）「みなみそうま」。

一人一人が生き生きとした気持ちで過ごせる市（まち）「みなみそうま」。

毎日が楽しく、活気のある市（まち）「みなみそうま」

豊かな生活は、市民の心がけによって生まれます。

私たちの未来をより良いものへするために、一緒に「みなみそうま」を築きましょう。

この条例には、「みなみそうま」の願い（優しさが）こめられています。

- ・ 自治基本条例は、南相馬市の自治に関する方向性を示したものである。基本条例である以上、他の条例を制定していく上では、基本条例との整合に心がけねばならない。

市民生活を安定させ、安全で安心できる生活を第一に考え、全組織が一体となって進めるべきものである。

3 目的

この条例は、本市のまちづくりに関し、(基本理念)及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び執行機関の役割及び責務並びにまちづくりの基本事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とするを盛り込むべきです。

○基本理念が()で括られているのは、「基本理念については、本条例の性格を考慮したうえで、条例が簡潔であったほうが望ましいことから、必要不可欠な項目のみを盛り込むこととし、他の法令等で定まっている普遍的な内容については、前文に盛り込むべき」との意見があり、このことを本報告書において付記していることによるものです。

□委員の意見

- ・議会のあり方と責務を明らかにし、市民の福祉向上と人権の擁護を図りつつ、市政の運営についての基本的な考え方及び重要な施策について、市の執行機関及び市勢の進展に努める。
- ・本市における、自治の理念を明確にすると共に、市の責務、市民の権利と義務、市政運営の基本原則と市民の市政への参画及び協働により自立した自治体にふさわしい自治の実現を目指す。
- ・行政と市民、事業者との協働のまちづくりと行政運営についての基本的原則を定める。
- ・行政と市民、行政と企業、市民と市民のパートナーシップの構築に努め協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めて自治を推進する。
- ・市の未来像、基本理念を明示し、それに沿って市民の参画を目指す。
- ・この条例は、南相馬市の市民、行政、議会(議員)がそれぞれの権利及び責務を自覚し、参画と協働で自治体の民主的運営ができるような基本理念と実施の仕組を定めることを目的とする。

4 条例の位置づけ

この条例は、まちづくりの基本を定める最高規範であり、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めるとともに、他の条例、規則、規程、計画等の制定改廃に当たっては、この条例との整合を図るものとするを盛り込むべきです。

この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めるとともに、他の条例、規則、規程、計画等の制定改廃に当たっては、この条例との整合を図るものとするを盛り込むべきです。

○「最高規範」という表現を用いることに対し、望ましいとする意見と、望ましくないとする意見の両論がありましたので、併記することとしま

す。

なお、本条例が最高規範性を持つことについては、異論がありませんでした。

□委員の意見

- ・最高規範としての位置づけ。
- ・他の条例との整合性をはかる。

5 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを盛り込むべきです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く、若しくは学ぶ人及び市内に事務所を有する、若しくは活動する法人その他の団体（以下「事業者」といいます。）をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民と議会及び執行機関が、それぞれの役割と責務を自覚し、まちづくりにおける共通の目的を実現するために、共に協力することをいいます。

○条例では、できるだけわかりやすい条文にすることが望ましく、定義をしなければならない用語の使用は、できるだけ少なくするべきです。その上でも、「市」「コミュニティ」などについては、上記に加え、適切な定義を行うことが望まれます。

□委員の意見

- ・市内に住み、就労或いは就学している人、全て。
- ・市民＝市内の居住者だけでなく、市内で働く人（勤労者）、学ぶ人、事業者。
- ・市民＝市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、市民活動をする人又は市内に事務所を有する法人をいう。
- ・市民の規定を明確にする。
- ・市＝市長（執行機関の代表として）。
- ・市＝市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体。
- ・自治＝可能な限り自分で自分達の事を処理、解決する。（本来は他の力を借りず自分の力だけでですが）
- ・コミュニティ＝共通の目的、関心、役割によってつながった集団、団体、組織。
- ・コミュニティ＝市民の生活の中にある地域の共通関心によってつながった連帯性を持つ多様な社会、組織及び集団。
- ・コミュニティ＝地域や共通の関心によってつながった多様な組織及び集団をいう。
- ・責任＝引き受けてなすべきこと。

- ・責務＝責任と義務。
- ・義務＝良悪によらずなすべきこと。
- ・参画（あるいは市民参加の原則）
- ・情報の共有
- ・協働（市民活動団体等との協働も含む）
- ・協働＝市民及び市がそれぞれの責務と役割を自覚し、共通の目的を実現するために共に協力することをいう。
- ・市民からの事前提言＝市の総合計画をはじめ、施策に関する重要な計画を策定するとき、その内容をあらかじめ公表し、市民からの意見提言を求めることを言う。
- ・まちづくり活動＝この条例を達成するため、市民と市が相互の信頼をもとに、協働で行う施策及び実施並びに市民が主体となって取り組む活動、調査、研究、協議等。
- ・市民活動＝まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。
- ・NPO（民間非営利団体）＝営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。
- ・業者＝営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。
- ・パートナーシップ＝市民及び市が対等な立場で協力連携し役割や責務を自覚することを通じて築いていく信頼関係をいう。
- ・「原町市まちづくり基本条例」と同様に

Ⅱ まちのあるべき姿

1 基本理念

市民、議会及び執行機関は、以下のまちづくりの基本理念を自覚し、実現に向かって忠実に進めることを盛り込むべきです。

- (1) 市民一人ひとりの基本的人権を尊重して進めます。
- (2) 市民、議会及び執行機関相互の信頼関係を基調として進めます。
- (3) 市民相互の信頼と社会連帯を深めて進めます。
- (4) 教育・文化の多様性を尊重し生涯学習と人材育成を目指して進めます。
- (5) 次の世代を担う子どもたちが、健やかに成長するまちづくりを進めます。
- (6) 世界平和の維持と地球環境保全の観点から進めます。

○基本理念については、本条例の性格を考慮したうえで、条例が簡潔であったほうが望ましいことから、必要不可欠な項目のみを盛り込むこととし、他の法令等で定まっている普遍的な内容については、前文に盛り込むべきとの意見があったことを付記します。

□委員の意見

- ・誰かにとってのあなたは、かけがえのない存在である。また、あなたにとっての誰かもかけがえのない存在であることから、人は皆お互いを大切にすることが必要である。生まれながらにして平等であることから、いかなる理由があっても、偏見を持たず差別してはならない。
- ・市民すべてが一人の人間として尊重されること。
- ・人として住民としての権利を有し、この権利を尊重していく。
- ・価値観の多様化、国際化の進展等により、地球人として相互に尊重し合えるようにする。
- ・一人の人間として尊重されるとともに他者をも尊重すること。
- ・人は生まれながらにして平等であり、いかなる理由によっても差別されてはならず、生存するための最低にして最高の権利を保障されねばならない。人として当然の権利であり、南相馬市民すべてに当てはまるものです。
- ・市は、市政活動を公開し、市民の理解と協力に基づき、市民生活の安全、福祉、衛生、文化、教育、経済等の向上を図ると共に、お互いの人権の尊重と平和並びに安全を確保し、将来に誇りと希望を持てるまちづくりを進めます。
- ・すべての人の基本的人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進する。
- ・南相馬の伝統や文化の多様性を尊重し、市民が希望する生涯学習の実現を図るまちづくりを推進する。
- ・豊かな自然環境を保全し、環境と共生するまちづくりを推進する。
- ・男女共同参画社会を実現するまちづくりを推進する。
- ・次の世代を担う子どもたちが、夢と希望をいだき、健やかに成長するまちづくり

を推進する。

- 基本的人権の尊重。
- 自然環境との共生、調和・社会環境の保全。
- 文化の多様性の尊重と発展の機会の保障。
- 人権を尊重し擁護するまち

Ⅲ まちづくりの基本原則

1 市民自治の原則

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が、その主権が市民にあることを自覚し、市民主体を基本に進めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・南相馬市の主権は市民にあり、一人一人が平等に持つものである。この権利は、侵害・はくだつされてはならない。また、忘れてならない権利である。
- ・市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- ・市民の権利
- ・市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの理解を深めるとともに、まちづくりへ参加し、推進に努めるものとする。
- ・主役は、国や地方自治体などの行政ではなく、市民であり、地域を支えるのは納税者である主権者である市民自身である。
- ・より良い地域社会の形成の主体は市民です。
- ・市民主権
- ・生命の安全と福祉、文化的生活を享受するのは市民であり、いかなる機関もそのために存在するのであり、その意味で主権は市民のものであります。

2 参加と協働の原則

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に参加し、協働することを基本に進めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・協働のまちづくりを進める。
- ・市長と市とは、ともに活動するパートナーである。
- ・地域と協働し、市の発展に寄与する。

3 情報共有の原則

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が、まちづくりに関する必要な情報を相互に共有することを基本に進めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・情報の共有

4 相互説明の原則

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が、自らが行う公共的な活動について、相互に説明することを基本に進めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市政について市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

5 男女共同参画の原則

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が、男女の人権を尊重することを基本に進めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・企業は、この条例を指針とし、本来の男女共生（平等）社会を創造する役割を担う。
- ・男性の役割、女性の役割を理解して認めた上で公正に参画したほうがいい
- ・両性の平等を基本として、男女が共同で参画することが基本である。
- ・市民は、性別にとらわれることなく一人の人間として尊重され、それぞれの個性を発揮し、まちづくりに参加する。
- ・委員会、審議会等に女性の参画を図る。

IV 市民の権利及び役割と責務

1 市民の権利及び役割と責務

- 1 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有することを盛り込むべきです。
- 2 市民は、まちづくりに関する、議会、執行機関が保有する情報について知る権利を有することを盛り込むべきです。
- 3 市民は、その権利の行使に当たっては、国籍、民族、性別、年齢、信条、社会的又は経済的環境等によるいかなる差別も受けないことを盛り込むべきです。
- 4 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについて理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めることを盛り込むべきです。
- 5 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任をもつことを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市民は自主的に参加の権利があり、又、自らの行動と発言に責任を持つ。
- ・市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。
- ・市民は自らの幸せを実現するために、市政に参画する権利を行使するとともに、行政と協働して推進する責務を有する。
- ・市民は、市政に参加する権利、義務を負う。
- ・市民はまちづくりに参加する権利をもち、市政を監視する。
- ・市民は、法令により定めのあるもののほか、市の有する行政に関する情報を知る権利を有する。
- ・自ら取得する権利。
- ・市民は、まちづくりの主体であって、市の保有する情報を知る権利と、まちづくりに参加する権利を有する。
- ・市政への市民参加として、市政に関する情報の知る権利。
- ・市民は、市行政に参画する権利を有する。そして、その発言、行動には責務も生じる。
- ・年齢、性別、障害の有無、経済的状況、文化的背景、国籍等にかかわらず尊重され、安全で安心して暮らす権利が保障されること。
- ・市政への市民参加は、男女、年齢、社会的・経済的地位などによって差別されてはならない。
- ・人間生活の営みは、性別、年齢、社会的経済的地位による差異はなく、等しく人として生きることを認めあいながら共生していくものとする。
- ・議会に対して関心を持つ。
- ・行政に対して関心を持つ。
- ・市民はまちづくりに参加する権利と自らの行動と発言に責任を持つ。

- ・市民は、市民参加によるまちづくり推進について、自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとする。
- ・市民は、まちづくりの主体であることを自覚するし、自らの発言と行動に責任を持つ。
- ・市民は、行政サービスに伴う納税の負担を分任する義務を果たすとともに、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。
- ・市民は議会に対し、また、執行機関の行うことに対し、関心を持ち、要求と監視を怠ってはならない。
- ・市民の権利は、「杉並の第4条」を入れる。
- ・市民は、選挙権、被選挙権、直接請求権を有し活用する義務を負う。
- ・市民一人一人が、積極的に「まちづくり」に参加し、主体的意見を提示する。
- ・まちづくりの活動において責任を持つ。

2 子どもの権利

子どもは、その最善の利益が考慮され、またその権利が尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・子どもの教育を受ける権利を守り、健康な成長をはかることを保障する。
- ・子どもは、周囲の大人が両親の代わりとなるよう一緒に関わり合いながら育てることとする。(=子どもの権利を守ることにつながる)
- ・子どもの人権と参加の権利。
- ・子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有します。
- ・子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、それぞれの年令にふさわしいまちづくりをする権利を有します。
- ・児童虐待の未然防止。
- ・国際子どもの権利条約をベースにしたものの理解を普及。
- ・子どもが意見を表明できる場の保障。
- ・次代を担う子どもは、心身ともに豊かな生活を保障され、地域において育まれて、意見をのべる権利を有する。

3 事業者の責務

市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動及び子育て支援などに理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・子育てへの支援

(フランスのような育児休暇制度を参考とし、南相馬市のサイズに合わせた支援を行う。活発な情報交換も重要である。)

- ・企業（事業者）は、その従業員の地域コミュニティへの活動参加を積極的に支援するよう努めなければならない。
- ・あって欲しいが、私企業に対して条例として規定できるのかどうか。
- ・市民として定義しているのであれば、まちづくりへの参加、環境保全、地域社会の実現等の役割で責務が必要か。
- ・市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、協力するよう努める。
- ・住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努める。
- ・企業、事業者も市民の構成員であり、地域を担う意識を持つ。
- ・学校行事への参加促進をはかる。
- ・家庭の生活リズム向上に理解と協力を求める。
- ・事業所を営むものは、まず、働く者の健康と人間らしく生きる条件を整えるべきである。特に、出産、子育て、子どもの教育については理解をしめさなければならない。

V 市民のための議会運営

1 議会の役割と責務

- 1 議会は、市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすことを盛り込むべきです。
- 2 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会運営に努めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・南相馬市の名に恥じない議会を運営する。市民が理解できる議会を行う。開かれた議会のあり方を問い、しっかりとした構造を作る。以上の項目から決して逸脱してはならない。
- ・この条例の遵守。
- ・市民の意思を適切に反映されるべき場とする事。
- ・すべての会議を原則公開すること。
- ・議会条例の制定。
- ・原町市の条例をそのまま、で良いと思う。
- ・議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。
- ・議会は、市民の意思を市政に反映させるため、その機能を発揮し、協働のまちづくりに積極的に活動する。
- ・市の意思決定機関であるから、①市民の意思の十二分な反映 ②行政への監視、調査、評価などをしっかりとする。
- ・地方自治法の定めるところの機能を効率的に果たすものとする。
- ・議会運営は、いろんな立場の市民の意見を集約し、市民の満足の得るような建設的に行うものとする。

2 議員の役割と責務

- 1 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市民全体の利益を優先した判断を行うことにより、議会の役割を適切に果たすように努めることを盛り込むべきです。
- 2 議員は、市民の代表者であることを自覚し、市民との対話、及び自己研鑽を図り、市民の信託に応えるよう努めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・議会議員は、それぞれ市民の意見を市政に反映させると共に先見性を持ちつつ、誤りのない市政を担保しなければならない。

- ・議員は、支援者の代表でもあり市民の代表とも言えることから、責務を全うし、公約を果たすと共に南相馬市のよりよい姿を追求し続けていくことを規定する。
- ・議会運営を通じて、自治の実現・まちづくりの推進
- ・政策の提案・提言に努める。
- ・議員は、住民の代表として、議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。
- ・その説明責任をしっかりとする
- ・議員は常に学習し、識見と世界観をもって市政にあたるものとする。
- ・わかりやすいことば、根気強く説明しなければならない。

VI 市民のための行政運営

1 市長の役割と責務

- 1 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政を執行することを盛り込むべきです。
- 2 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な組織運営を行うことを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・毎年度、市予算編成前に公募による市民公聴会を開催し、基本方針を明らかにして市民の意見を聴くものとします。
- ・市長は、市民の市政に関して知る権利及び参加する権利を擁護し、このために必要な措置を講じなければならない。
- ・職員の育成
- ・市長は、この条例に基づいて市政を運営し、市民の負託に応じて、市民福祉の向上のために市政を執行します。
- ・市は、市民との協働のまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めます。

2 執行機関の役割と責務

執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、その事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。
- ・市の執行機関は、その権限と責任において、誠実に職務を執行します。

3 市の職員の役割と責務

- 1 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、公正かつ誠実に職務を遂行することを盛り込むべきです。
- 2 市の職員は、まちづくりを推進するうえでの重要な構成員であることを自覚し、市民との信頼関係づくり、及び自己研鑽を図ることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市の執行機関の業務に従事する職員は、法令の定めるところに従い、情報の公開と市民の市政参加に協力しなければならない。

- ・全職員共通意識を持ち、不正行為の撲滅に取り組む。
- ・市民の視点（目線）に立って職務を行う。
- ・市民自治のまちづくりを進めるための能力の向上。
- ・市の職員は、常に研鑽に努め、まちづくりの基本原則に基づき、自らも地域の一員である認識して、誠実かつ公平に職務を遂行します。
- ・職員は、地域活動に積極的に参加し、努力しなければならない。

4 執行機関の組織

市長は、執行機関を構成する組織について、市政課題に効果的で柔軟に対応できるものとし、かつ市民にわかりやすいものになるよう整備することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・全体がコンパクトな組織体制を目指す。多くの部・課と連携・連帯感を強化し、明瞭な体制にする。分かりやすい名称の部・課へ変更していく。
- ・市民生活の安心・安全な暮らしのために機能的に活動できる様な組織体制の確立。
- ・執行機関の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、機能的なものとする。
- ・市は、市の組織について、市政課題に効率的かつ柔軟に対応できるものとし、かつ、市民にわかりやすいものになるよう整備する。

5 財政運営

市長は、長期的展望に立った計画的な財政運営に努め、財源を効果的かつ効率的に活用する健全財政を図ることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・財政運営の健全化につとめて欲しい。
- ・財政状況の公表
- ・市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。
- ・市は、長期的展望に立った計画的な財政運営に努め、財源を効果的かつ効率的に活用する健全財政を図る。

Ⅶ まちづくりの基本原則に基づく仕組み

1 情報公開

- 1 市長は、市民の市政への参加を推進するため、市民の情報を知る権利を保障し、市の保有する情報を積極的に公開し、情報の共有に努めることを盛り込むべきです。
- 2 情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市の執行機関は、その執行する責務に関し、法令の定めるところにより情報を公開し、市民の理解を得られるよう努めなければならない。
- ・情報公開の請求権。
- ・要望のあった媒体で提供する。
- ・市は、その果たすべき責務に関し保有する情報と市民の求める情報について積極的に公開、提供し、その共有に努めなければならない。
- ・まちづくりに必要な情報の公開（請求されなくとも）と共有。
- ・市は、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすく提供しなければならない。
- ・情報公開
- ・別に条例を定める。
- ・行政はその情報を公開し、市民と共有すること。

2 個人情報の保護

- 1 市長は、議会及び執行機関が保有する個人情報に関して、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益が侵害されることのないように、それを保護することを盛り込むべきです。
- 2 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・個人情報の保護に関する法律の基本理念に基づき、その有用性も配慮しながら個人の権利、利益を保護するよう適正な取り扱いに努めなければならない。
- ・市民の権利及び利益が侵害されることのない様に必要な措置を講じなければならない。
- ・市は、個人に関する情報の保護を図るために、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取り扱いを適正に行うように努める。
- ・市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

- ・市は、市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行わなければならない。
- ・IT社会の進化がますます進むなか、個人の情報は守られねばならない。
- ・市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利害が侵害されることのないよう、個人情報の保護を行う。
- ・何人も己の不利になる情報を公開されることはない。
別に条例を定める。

3 行政評価

市長は、行政サービスの質的向上を図り、市民にとってより満足度の高い市政を推進するため、公正な行政評価を実施することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし効率的、効果的な市政運営を行うため、公正且つ中立な機関による行政評価を実施し、結果を公表する。
- ・行政の評価
- ・政策などの成果、進捗度を明らかにし、効率的な運営のための評価を取り入れる。
(第三者機関等の)
- ・企画立案、決定、評価、実施については、必要性、妥当性などを市民にわかりやすく説明する。

4 説明責任

市長は、政策立案から実施及び評価の過程について、市民に明らかにし、わかりやすく説明することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市は、市民に説明責任を負う。
- ・説明責任
- ・市は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市政について市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。
- ・市は、公正で開かれた市政の推進のため意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負う。
- ・説明責任
- ・説明責任

5 市民参加

- 1 市長は、市民の意思が市政に反映されるよう、市民のまちづくりに参加する権利を保障し、多様な参加の仕組みを整備することを盛り込むべきです。
- 2 市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・(市民同士、行政同士共に動くことなしで真の協働は成立しにくいことから、)お互いが歩み寄る姿と協力し合うことを前提とし、自ら主体で行動する(ことを押し進める)。
- ・市民の自主的な参加と市民と行政の協力により推進する。
- ・パブリック・コメント制度の推進。
- ・政策提案制度 充実につとめる。
- ・まちづくりは、市民の意見を反映していくとともに、行政と市民、行政と企業、市民と市民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。
- ・市民活動、ボランティアに対して参加すること。
- ・市民活動の奨励。
- ・市政の執行に当たり重要と認められる事項は、種々の方法により市民の意見を聴くように努める。この場合においては、市民に対し必要かつ十分な情報を明らかにしなければならない。
- ・市民参加の保障

6 総合計画

市長は、総合計画を立案する場合には、広く市民参加を得て、市民との協働により、策定することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・まちづくりの基本理念を実現するために策定した総合計画に、市民の主体的な意思にあう様に、できる限り市民の参加をさせて欲しい。
- ・計画に基づき事業等が実施されるように管理し、見直しも図る。
- ・市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て、市民との協働により、策定するものとする。
- ・市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て、市民との協働により策定するものとする。
- ・条例に基づき策定、実施する。

7 意見・要望・苦情等への応答

市長は、市民の市政に関する意見・要望・苦情等に迅速かつ誠実に応答することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・ 行政の専門用語や特徴のある表現は使わず、心の通った思いやりのある対応を行うこと。市民の要望や意見を細かくかみくだきながら、最大限の努力を行う。ありがたい気持ちをいつも忘れないこと。
- ・ 市民の市政に関する意見・要望・苦情等は迅速かつ適切に調整し、誠意を持って応答する。
- ・ 応答の義務と説明責任。
- ・ 市は、市民から意見、要望、苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。
- ・ 意見、要望、苦情等にはすみやかに調査対応し、解決に努力すること。
- ・ 市民の意見、要望、苦情等に迅速かつ適切に調査し、誠意を持つ

VIII いきいきと活動する市民

1 コミュニティの育成とまちづくり活動への支援

- 1 市民は、コミュニティがまちづくりを推進していくうえで重要な役割を果たすことを自覚し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めることを盛り込むべきです。
- 2 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その育成を必要に応じて支援することを盛り込むべきです。
- 3 市長は、市民の主体的なまちづくり活動を推進するため、その活動に対して、必要な支援に努めることを盛り込むべきです。
- 4 市の職員は、まちづくりの推進に積極的に関わり、ともに、まちづくり活動を支えるため必要な支援に努めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・地域コミュニティ同士の連携を強化する。コミュニティごとの情報共有・提供または人的交流を行う。コミュニティ内で後継者育成の支援・体制づくりを行う。
- ・市民及び市は、コミュニティの役割を認め、守り、支援する。
- ・コミュニティ自治の推進
- ・市民は、コミュニティがまちづくりを推進していくうえで、重要な役割を果たすことを認識し、そのコミュニティを守り、育てるように努める。
- ・市民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、守り育てることに努める。
- ・市民及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。
- ・市民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によってコミュニティの充実に努める。
- ・市民主導による地域コミュニティの再生。自治会（行政区）への権限と責任の委譲。
- ・市民の一人一人が自分の居住する共同体（コミュニティ）を理解、参画しつくりあげていく。
- ・協働のまちづくりのための市民活動の支援。
- ・職員は、地域活動に積極的に参加し、努力しなければならない。

Ⅸ 住民投票

1 住民投票

- 1 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意見を直接問う必要がある場合は、住民投票を実施することができることを盛り込むべきです。
- 2 市民、市議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを盛り込むべきです。
- 3 本市に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができることを盛り込むべきです。
- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならないことを盛り込むべきです。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者とするのを盛り込むべきです。
- 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めることを盛り込むべきです。

- 1 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意見を直接問う必要がある場合は、住民投票を実施することができることを盛り込むべきです。
- 2 住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めることを盛り込むべきです。

○住民投票については、ひとつに常設型住民投票制度とするのか、非常設型住民投票制度とするのか、2つに一定の署名が集まれば、市長や議会の同意がなくても必ず投票が行われるようにすべきかどうかについて意見が分かれたことから両論を併記することとします。

□委員の意見

- ・他者の意見・依頼に左右されないで、自らの考えで投票を行う。通常の選挙と同様に昼夜・平日・週末にも投票を行うことができる。年齢は、16～18以上より投票を行うことができる。
- ・市は市の重要事項について、直接市民の意思を確認するために、住民投票制度を設ける。
- ・年齢に応じて子どもが投票できる様にした。
- ・市による住民投票結果の尊重。
- ・市民投票条例の常設。
- ・市民の暮らしにかかわる重要事項について、直接市民の意見を確認するために、住民投票の制度を設けます。

- ・市長は、本市に関わる重要事項について、広く市民の意見を直接問う必要がある場合は、その事案に応じ、別に条例を定め、住民投票を実施することができる。
- ・市民、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接確認するため、住民投票の実施を請求又は発議することができる。
- ・総合計画等の市政上の重要案件は、住民投票等で市民の意向を確認するために、必要に応じて実施する。18歳以上。
- ・南相馬市に関する重要事項について市民の意思を直接確認するため住民投票を実施する。

X 危機管理

1 災害などへの対処

- 1 市長は、災害などの不測の事態（以下「災害など」といいます。）から市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努めることを盛り込むべきです。
- 2 市長は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行うことを盛り込むべきです。
- 3 市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その役割の大きさを自覚し、相互に協力して災害などに対応することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・危機管理体制の組織づくり。その組織が機能的に行動できる様な仕組みの整備
- ・市長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市の安全性及び安定性の向上に努めるものとする。
- ・市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行う。
- ・巨大災害（風水害、地震等）時にすみやかに対応できる施策を地域の特質を調査してつくりあげる。

XI 国や他の自治体との連携

1 国や他の自治体との連携

議会及び執行機関は、共通の課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図り協力することを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市は、共通の課題を解決するために、国、福島県及び他の市町村と相互に連携を図り協力することに努める。

XII 条例の検討及び見直し

1 条例の検討及び見直し

- 1 市長は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、条例の検討及び見直しをすることを盛り込むべきです。
- 2 市長は、条例の検討及び見直しをする場合には、住民の意思を反映するため、市民委員会を設置することを盛り込むべきです。
- 3 市民委員会に関する必要な事項は、別に定めることを盛り込むべきです。

□委員の意見

- ・市は、まちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に照らし、この条例が、まちづくりを推進するためにふさわしいものであるかどうかを一定期間ごとに検討しなければならない。
- ・市は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、条例の検討、及び見直しをするとともに、別に定める市民の意見を反映するための委員会を設置する。
- ・条例の見直し、評価。
- ・条例運用の充実
- ・市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民委員会を設置します。
- ・社会状況の変化に対応し、検討及び見直しをする。

参 考 资 料

南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会委員

(平成 19 年 4 月 10 日現在)

	分野・キーワード	委員名	推薦団体名
1	女性団体	おかざき きぬえ 岡崎 絹江	小高区婦人団体連絡協議会
2	ボランティア	ただの まもる 唯野 守	鹿島区ボランティア連絡協議会
3	中間支援組織	おぼた けいこ 小畑 瓊子	市民活動サポートセンター
4	まちづくり	にしやま たねお 西山 種大	はらまちづくり倶楽部
5	子育て	たかだ けいこ 高田 恵子	ままこんくらぶ
6	障がい者支援	あおた よしゆき 青田 由幸	特定非営利法人さぼーとセンターぴあ
7	文化活動	もりおか こう 森岡 こう	としょかんの TOMO みなみそうま
8	国際交流	わかまつ ようこ 若松 蓉子	南相馬市国際交流協会
9	高齢社会	すずき たかのり 鈴木 孝紀	南相馬市老人クラブ連合会
10	交流	はこざき しゅんいち 箱崎 俊一	特定非営利法人はらまち交流サポートセンター
11	I J U ターン	いけだ よしお 池田 悦郎	
12	公募（小高区）	あおた としゆき 青田 利幸	
13	公募（小高区）	えねい とみお 江井 富雄	
14	公募（小高区）	すずき きよのぶ 鈴木 清延	
15	公募（鹿島区）	まつだ ふみお 松田 文男	
16	公募（鹿島区）	こしの せつこ 越野 節子	
17	公募（鹿島区）	こんの めぐみ 今野 愛	
18	公募（原町区）	むらた かずみ 村田 和美	
19	公募（原町区）	まえだ ひでこ 前田 英子	
20	公募（原町区）	おかだ きよ 岡田 規代	

検討の経過

	日時	検 討 内 容
第 1 回	3 月 2 4 日	・自治基本条例策定の基本方針及び自治基本条例市民懇談会の説明
第 2 回	4 月 1 2 日	・学習会 「基本条例とは？」 立正大学 山口道昭教授
第 3 回	4 月 2 4 日	・原町市まちづくり基本条例の検証 ・他市条例比較研究
第 4 回	5 月 1 2 日	・自治についての現状把握 ①自治ができていないこと ②自治を阻害していること ③自治ができていないこと ④自治の萌芽
第 5 回	5 月 2 3 日	・自治基本条例に関する疑問の解消
第 6 回	6 月 9 日	・南相馬市をどのようなまちにしたいのか －私たちのまちづくり（自治）のスタイル－
第 7 回	6 月 1 9 日	・地域のあるべき姿（どのようなまちにしたいのか）を実現するうえでの課題の抽出 ・条例に盛り込む内容の検討
第 8 回	7 月 2 日	・地域のあるべき姿（どのようなまちにしたいのか）を実現するうえでの課題の抽出 ・条例に盛り込む内容の検討
第 9 回	7 月 1 1 日	・条例に盛り込む内容の検討
第 1 0 回	7 月 3 0 日	・条例に盛り込む内容の検討
第 1 1 回	8 月 6 日	・研修会 「自治基本条例に盛り込む内容」 岩手県立大学 高橋秀行教授 ・条例に盛り込む内容の検討
第 1 2 回	8 月 1 7 日	・条例の体系の検討 ・原町市まちづくり基本条例の検証
第 1 3 回	8 月 2 7 日	・条例に盛り込む内容の検討（報告内容の検討）
第 1 4 回	9 月 7 日	・条例に盛り込む内容の検討（報告内容の検討）
第 1 5 回	9 月 1 0 日	・条例に盛り込む内容の検討（報告内容の検討）
第 1 6 回	9 月 1 4 日	・条例に盛り込む内容の検討（報告内容の検討）
第 1 7 回	9 月 1 8 日	・市長への報告

南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会

報 告 書

【お問い合わせ先】

事務局：南相馬市総務企画部企画経営課

TEL 0244-24-5223

FAX 0244-24-5214

E-mail kikakukeiei@city.minamisoma.lg.jp